

平成28年3月期決算の留意点

税理士法人アフィックス（商工研相談業務委嘱先）公認会計士・税理士

金子尚貴



Q 当社は3月決算の会社です。平成28年3月期の税務申告に当たって留意すべき点を教えてください。

A 1. 法人税関係
(1) 法人税率の引き下げ
平成27年度（平成27年4月1日から28年3月31日まで）に開始する事業年度から、法人税率が25・5%から23・9%に引き下げられました。また、中小法人（資本金1億円以下の法人）の軽減税率19%を15%に引き下げる特例について、適用期限が2年延長されました（図表①）。

(2) 欠損金の繰越控除
平成27年度から、中小法人以外の普通法人の欠損金の控除限度額が所得金額の80%相当額から65%相当額に引き下げられました（図表②）。なお、新設法

人について、設立から7年を経過する日までの期間内に属する事業年度においては、所得金額の全額を欠損金の控除限度額とする特例が創設されました。例えば、前年度の繰越欠損金が300万円、当年度の繰越控除前の所得が100万円とすると、課税所得および繰越欠損金の額は次のとおり計算されます。

図表① 法人税率

法人の区分	所得金額	平成26年度	平成27年度
中小法人	年800万円以下	15%	15%
	年800万円超	25.5%	23.9%
中小法人以外の普通法人		25.5%	23.9%

● 中小法人
・新設法人
等…課税所得0円、繰越欠損金200万円
● 中小法人
・新設法人
等以外（平成26年度…課税所得は

20万円、繰越欠損金220万円
● 中小法人・新設法人等以外（平成27年度）…課税所得は35万円、繰越欠損金235万円
(3) 受取配当等の益金不算入
平成27年度より、受取配当等の益金不算入の対象となる株式等の区分および益金不算入割合が変更されました（図表③）。

また、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益分配額について、従来は収益分配額の1/2または1/4の50%が益金不算入とされていましたが、平成27年度より全額が益金算入となりました。また、前記改正に伴い、負債利子控除の簡便法におけ

図表② 欠損金の控除限度割合

法人の区分	平成26年度	平成27年度
中小法人・新設法人等	100%	100%
上記以外	80%	65%

る基準年度が「平成27年4月1日～平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度」に変更されました。そのため、平成28年3月期は原則法にて計算する必要があります。平成28年3月期が適用初年度である場合には下記の2点に留意する必要があります。

図表③ 受取配当等の益金不算入割合

平成26年度			平成27年度		
区分	保有割合	不算入割合	区分	保有割合	不算入割合
完全子法人株式等	100%	100%	完全子法人株式等	100%	100%
関係法人株式等（※）	25%以上		関係法人株式等（※）	1/3超	
上記以外（※）	25%未満	50%	その他の株式等	5%超	50%
			非支配目的株式等	5%以下	20%

（※）支払利息等の負債利子がある場合には、負債利子の額のうちその株式等にかかる部分の金額が受取配当等の金額より控除されます。

① 前期末（平成27年3月31日）の関連法人株式等を抽出・集

計する。

② 前期末の「総資産の帳簿価額」を計算する際に、その他有価証券評価差額の加算・減算をしない(当期末も同様)。

(4) 研究開発税制

研究開発税制には、①総額型・②オープンイノベーション型(OI型)・③増加型・④高水準型の4つの制度がありますが、このうち①と②について改正されました。従来は、①の税額控除限度額が法人税額の30%(恒久措置20%+時限措置10%)でしたが、平成27年度より①が25%、②が5%とそれぞれ別枠化されました。また、控除しきれなかった分を繰り越すことができた繰越控除制度が平成27年度より廃止されました(前年度に生じた超過額も同様)。

2. 地方税関係

(1) 法人住民税均等割の税率区分の変更

① 法人住民税均等割の税率区分の基準は「資本金等の額」となりましたが、平成27年度より「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」のい

ずれか大きい金額が税率区分の基準となります。

② 法人税法上の資本金等の額を「資本金等の額」としていましたが、平成27年度より一定額を加減算した額が法人住民税の「資本金等の額」となります(図表④)。この場合、申告書に株主総会議事録・株主資本等変動計算書・公告(債権者に対する異議申立)等の書類を添付して地方自治体へ提出する必要があります。また、法人住民税法人税割に「額」で区分している自治体に該当する場合は、法人住民税均

図表④ 加減算する項目

	対象金額
加算	平成22年4月1日以後の無償増資相当額(その他利益剰余金または利益準備金を資本金とした金額に限る)
減算	平成18年5月1日以後の欠損填補額(資本金または資本準備金をその他資本剰余金に振り替えてから1年以内に損失の填補に充てた金額に限る)(※)

(※) この他、平成13年4月1日から平成18年4月30日までに実施した一定の欠損填補額が減算の対象となります。

等割の変更点である前記①と②を法人住民税法人税割にも反映させるかどうかは各地方自治体の判断とされているため、申告の際には個々に確認しておく必要があります。

(2) 外形標準課税適用法人

外形標準課税適用法人(資本金1億円超)について、下記のとおり改正されました。詳細は割愛しますが、いずれも平成27年度より適用されます。

- ① 所得割・付加価値割・資本割の標準税率の見直し
- ② 資本割の課税標準の見直し
- ③ 付加価値割における所得拡大促進税制の創設
- ④ 法人事業税の負担軽減措置
- ⑤ 地方法人特別税の税率見直し

3. 消費税関係

(1) 電気通信利用役務提供の消費税課税の見直し

詳細は、2015年12月号の拙稿をご参照ください。

(2) 消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し
消費税の簡易課税制度は、課税期間の前々年または前々事業年度の課税売上高が5000万

円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に税務署に提出している事業者が受けることのできる制度です。実際の課税仕入等の税額を計算することなく、課税売上高に対する税額の一定割合(みなし仕入率)を仕入控除税額として計算します。みなし仕入率について、平成27年度より図表⑤の見直しが行われました。

図表⑤ みなし仕入率

平成26年度		平成27年度	
第一種事業(卸売業)	90%	第一種事業(卸売業)	90%
第二種事業(小売業)	80%	第二種事業(小売業)	80%
第三種事業(製造業等)	70%	第三種事業(製造業等)	70%
第四種事業(その他事業[金融業および保険業含む])	60%	第四種事業(その他事業)	60%
第五種事業(サービス業等[不動産業含む])	50%	第五種事業(サービス業等[金融業および保険業含む])	50%
		第六種事業(不動産業)	40%